

国連女性差別撤廃条約および 選択議定書の留保に関する一考察： 条約の実効性確保の観点から（3）

軽 部 恵 子

- I はじめに
 - II 女性差別撤廃条約における留保
 - 1. 留保に関する条約の規定
 - 2. 条約に付された留保の内容
 - (1) 概観
 - (2) 紛争解決に関する留保
 - (以上『社会学論集』第34巻第2号)
 - (3) 条文別の留保
 - (以上『経済経営論集』第42巻第3号)
 - (4) 留保の理由
 - (5) 特定の対象に適用される留保
 - (6) 留保の適用地域
 - (7) その他
 - 3. 留保に対する異議
 - (以上本号)
 - (以下次号)
 - 4. 女性差別撤廃委員会の対応
- III 女性差別撤廃条約選択議定書における留保
- IV むすびにかえて

- (注1) 女性差別撤廃条約の留保に関する引用は、とくに断り書きがない限り、http://www.unhchr.ch/html/menu3/b/treaty9_asp.htm（以下「UNH-CHR's HP」と略す）による。
- (注2) 締約国がCEDAWに署名・批准・加入した日付は、<http://www.un.org/womenwatch/daw/cedaw/states.htm>による。
- (注3) 女性差別撤廃条約の公定訳における「女子」(women)は「女性」と訳し、「男子」(men)は「男性」と訳す。
- (注4) *United Nations Treaty Series*はUNTSと略す。
- (注5) 表やリストにおける国名は英語のアルファベット順に並べた。
- (注6) 英国の留保に関する分析は本土のみとし、マン諸島などの地域における留保は「(6)留保の適用地域」の項で後述する。一方、中国は本土、香港、マカオにおける留保が異なり、また香港は英國統治時代の留保を引き継いでいるため、本稿ではそれぞれ別個に分析の対象とする。

II 女性差別撤廃条約における留保

2. 条約に付された留保の内容（続き）

（4）留保の理由

本項では女性差別撤廃条約（以下「CEDAW」と略す）の締約国が留保を付した理由を分析する（表5－1参照）。前号までに論じたとおり、条約の留保は国家が条約の趣旨や目的に賛成するものの、国内法の規定などにより条約の一部の条項を適用できないときに、多数国間条約に参加する途を開く制度であって、条約の趣旨や目的と両立するものでなければならない。

CEDAWに対する留保の理由は、①憲法または基本法の規定と両立しない、②国内法の規定と両立しない、③国家の政策（国内法に関する記述がない場合を含む）と両立しない、④慣習または慣行と両立しない、⑤宗教上の教義と両立しない、⑥留保国が当事国となっている他の国際条約により課せられる義務と両立しない、⑦その他／理由の説明がないの7通りに分類した。なお、②の国内法を理由とする留保は、国の最高法規である憲法または基本

<表5-1> 留保を付した理由と留保国（紛争解決規定を除く）

【憲法・基本法を理由とするもの】 ドイツ(7), レソト(条約全体, 2), リヒテンシュタイン(1), ルクセンブルク(7), パキستان(条約全体), タイ(条約全体), モルジブ(7. a, 16), モロッコ(2), スペイン(7. b★), チュニジア(条約全体)
【国内法を理由とするもの】 アルジェリア(2, 9.2, 15.4, 16), オーストラリア(11.2. b), オーストリア(7. b, 11★), ベルギー(15.2, 15.3), チリ(条約全体), 香港(条約全体, 1, 11.1. e★, 11.2★, 15.3, 15.4), キプロス(9.2), フランス(条約全体, 5. b, 9; 14.2. c, h), アイルランド(13. b, c; 16.1. d, f), イスラエル(16), クウェート(7. a, 9.2), マレーシア(9.2; 16.1. a, 16.2), モルジブ(条約全体), マルタ(13, 15; 16とくに16.1. e), メキシコ(条約全体), モロッコ(2, 9.2, 15.4), シンガポール(2, 9★, 15.4★, 16), スイス(7. b, 15.2, 16.1. g, h), チュニジア(9.2, 15.4; 16.1. c, d, f, g, h), トルコ(9.1), 英国(条約全体, 1, 9, 11, 11.2, 15.3)
【政策を理由とするもの】 オーストラリア(7. b★), インド(5. a, 16.1), マルタ(11.1), ニュージーランド(7. b★), シンガポール(11.1)
【慣習を理由とするもの】 香港(15.2★, 16.1. h★), エジプト(9.2), インド(16.2), ニュージーランド(2. f, 5. a), ニジェール(2. d, f, 5a, b; 15.4; 16.1. c, e, g)
【宗教を理由とするもの】 バングラディッシュ(2, 16.1. c), 香港(特定せず), エジプト(2条全体, 16), インド(16.2), イラク(2. f, g; 9, 16), イスラエル(7b), クウェート(16.1. f), レソト(2. e), リビア(2; 16.1. c, d), マレーシア(5. a; 7. b; 9.2; 16.1. a, 16.2), モルジブ(16), モロッコ(16), シンガポール(2, 16)
【他の国際条約を理由とするもの】 フランス(5. b), イタリア(特定せず), ルクセンブルク(7), マルタ(11.1), ニジェール(5. b), シンガポール(11.1)
【その他／理由の説明なし】 バハマ(2. a, 9.2, 16.1. h), フランス(16.1. g), ヨルダン(9.2, 15.4, 16.1. c, d, g), レバノン(9.2; 16.1. c, d, f, g), ルクセンブルク(16.1. g), ニュージーランド(11.2. b), 韓国(16.1. g), タイ(16), 英国(16.1. f)

法(法令等を含む)を除く国内法を理由とした留保を意味する¹⁾。

表作成に際して、締約国が留保を複数の条文に付しており、留保の理由が異なる場合は、それぞれ別個に記載した。カッコ内は留保が付された

1) 日本国憲法には、条約などの国際規範と、憲法その他の国内法との優劣関係を明確に定めた規定はない。憲法第98条第1項は、「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」と規定し、同条第2項は、「日本国が締結した条

CEDAW 条文番号を示す。★印は留保の宣言の中に条文番号が記載されていないものの、留保の内容から当該条文を留保したと見なせることを示す。

憲法・基本法を理由に付された留保には、王位継承を理由にしたもののが最も多い。該当する締約国はレソト、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、モロッコ、スペインである。王位継承は締約国内の女性全体の人権には係わらないものの、男系または男系優位の王位継承が多いことに改めて気付かされる。ドイツは、女性が戦闘任務に就くことを禁じた基本法を理由に CEDAW 第7条に留保を付している。

憲法・基本法を理由にした留保で最も問題なのは、条約全体に付された留保であり、該当するのはレソト、パキスタン、タイ、チュニジアの4カ国である。たしかに、国内法と国際法の関係を決定する学説には、国際法優位論、国内法優位論、二元論、新二元論があるが、国内法優位論は「論理的に国際法自体を否定する結果になるものとして克服」されている²⁾。憲法、基本法、さらには国内法を理由に条約全体に留保するのは、国際義務を免れるものにはかならない。また、モルジブは憲法を理由に女性の参政権を規定した第7条(a)を留保しているが、参政権は他のすべての権利の保障に直接関係するため、女性の人権全体に悪影響を及ぼす。

国内法は留保の理由として最も数が多い。もっとも、イスラム教国ではシャリアに基づいて国内法を制定するため、留保の理由は国内法と宗教の双方にあるともいえる。留保された条項は女性の基本的な地位に関する第9条、第15条、第16条が多い。たしかに、すべての締約国が国際法優位論を探っているわけではなく、また日本のように国際条約を憲法以外の国内法の上位に置いているわけではないが、条約の批准または加入に際し、国内法制度を徹

約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と規定する。一般的に学説では、条約が憲法より下位だが、法律より上位の効力を認めると解されている（松井芳郎編、『国際法』第3版、有斐閣、1997年、p.22）。したがって、憲法または基本法とそれより下位の国内法を区分することは、留保の理由を分析する上で重要である。

2) 国際法学会編、『国際法関係辞典』、三省堂、1995年、p.290。

底的に見直したのか疑問に思える。CEDAW が女性差別撤廃のため制定されたにもかかわらず、締約国の国内法という「壁」に遮られて、女性の国籍、法の前の平等、婚姻・家族関係における平等を十分変革できないジレンマがここに示されている。

国家の政策を理由とした留保には、軍隊における女性の戦闘任務を制限したオーストラリア、軍隊における女性の戦闘任務と法執行官任務の一部を制限したニュージーランド、女性と胎児の健康を守るために女性の就労を一部制限したマルタとシンガポールがある。最も問題なのは、個人の生活に干渉しない政策を理由に、性による役割分担の否定を規定した第5条(a)と、婚姻・家族関係における男女平等を規定した第16条第1項を留保したインドである。CEDAW が他の人権条約、とくに人種差別撤廃条約（以下「CERD」と略す）と異なるのは、CEDAW が私的生活分野における差別撤廃義務を締約国に課した点である。実際、女性差別は学校や職場、家族など、私人間で起きることが多い。それをプライバシーの問題として差別撤廃義務から逃れるのは、条約の趣旨や目的を損ねるものである。

慣習および慣行を理由に留保を付したのは、先住民の相続慣行を理由とした香港、子の二重国籍を防ぐため父親の国籍を取得させる慣行を理由としたエジプト、慣習と慣行を理由に児童婚、婚姻最低年齢の制定、婚姻の登録に関する規定を留保したインド、クック諸島の相続の慣行を理由に適用地域を限定したニュージーランド、相続に関する慣習・慣行を理由に第2条(d)(f)を、社会・文化的行動パターンを理由に第5条他を留保したニジェールである。一方で、先住民や少数民族の行動の変化を求めるのは、彼らの独自の文化に対する干渉と区別が難しい。他方、慣行や社会的・文化的行動パターンを理由に見直しをいっさい怠るのは、条約の義務を誠実に遵守しているとはいえない。繰り返しになるが、女性差別は私人間において起きることが多く、個人の行動や価値観の変革を促すよう締約国が求められている。さらに、インドのように児童婚を独自の慣行として留保するのは、条約第2条とくに(f)の趣旨を無視するものである。

宗教を理由とした留保は、慣習や慣行を理由とした留保よりも、さらに条約の趣旨および目的との両立性を判断するのが困難である。香港には、条文を特定することなく、宗教問題に介入しない旨の留保が付されている。その他に宗教を理由として留保を付した国は、イスラエルを除き、すべての締約国がイスラム教が多数派、あるいはイスラム教徒を少なからず抱える国である。これらの国々には、婚姻・家族関係における差別撤廃を規定した第16条の留保がとくに目立つ。

他の国際条約を理由とした留保には家庭教育に関する第5条(b)を留保したフランスとニジェール、条約法に関するウィーン条約（以下「ウィーン条約」と略す）第19条に規定された留保の権利を留保すると宣言したイタリア、王位継承に関する第7条を留保したルクセンブルク、女性の雇用における差別撤廃を留保したマルタとシンガポールである。フランスは留保の理由として、私生活や家族生活の尊重を規定した市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「ICCPR」と略す）第17条と欧州人権条約第8条を理由に挙げている。ニジェールは ICCPR 第17条を理由に挙げている。

フランスとニジェールの留保は根拠が薄弱である。ICCPR 第17条第1項は「何人も、その私生活、家族、住居もしくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない」と規定する。つまり、女性の人権を保障するための合法的な干渉（例・ドメスティック・バイオレンスへの警察の介入）は許されるのである。欧州人権条約第8条第2項は、「（第1項に規定された私生活等の尊重を受ける権利の）行使に際しては、法律に基づき、かつ、国の安全、公共の安全もしくは国の経済的福利のため、無秩序もしくは犯罪防止のため、健康もしくは道徳の保護のため、または他の者の権利及び自由の保護のため民主的社會において必要なもの以外のいかなる公の機關による干渉もあってはならない」と規定する。ICCPR と同様に、「他の者の権利及び自由の保護のため」、すなわち女性の権利保障のため、個人の私生活や家族の尊重を理由に、家庭内における女性差別的な行為を締約国政府が看過すべきでないのは明白である。したがって、フランスやニジェ

ールが主張するように、CEDAW 第 5 条(b)に定める家族教育が直ちに私生活を侵害するとは考えにくい。

このほか、留保の理由を説明していない締約国は多い。中でも第16条、とくに夫婦の姓の選択に関する第 1 項(g)が目立つ。なお、フランスとルクセンブルクは同号の留保を「姓を選ぶ権利」の保障と説明している。

次に、女性の基本的な権利に直接関わる第 2, 5, 7, 9, 15, 16 条の留保に締約国がどのような理由付けをしたか整理してみたい(表 5-2 参照)。表 5-1 ですでに詳細に分析すみであり、また、表 5-2 を見やすくするため、条文中の特定の条項に留保が付されていても、すべて条文番号で記載した。留保の理由が複数説明されている場合は、それぞれ別個に記載した。★印は留保の宣言の中に特定の条文が明記されていないものの、留保の内容から特定の条文を留保したと判断されるものを示す。

表 5-2 から、とくに第 2 条、第 9 条、第 15 条、第 16 条の留保はイスラム教国が国内法または宗教を理由に挙げていること、そして、国際結婚の多い一部の西欧諸国に第 16 条の留保が多いことがわかる。また、いずれの条文についても国内法が留保の理由に挙げられたのが最も多く、当該締約国では CEDAW の義務が真に尊重されているのか懸念される。

(5) 特定の対象に適用される留保

次に、特定の対象に適用される留保(紛争解決規定を除く)を見ていきたい。これらの留保は、締約国内の女性全体に対する留保ではなく、例外的なものである。留保の宣言の中で直接該当する条文番号について言及がないが、特定の条文を留保したと見なせる場合は条文番号に★を付した。

軍隊での任務に関する留保は女性を戦闘任務、または戦闘に関連した任務から排除するものである。オーストラリアは、戦闘および戦闘に関連する任務から女性を排除する防衛政策の変更を求められるような条約の適用は行わない旨を宣言している。オーストリアは単に「軍隊に関して条約第 7 条(b)を留保する」と宣言している。ドイツは連邦共和国基本法第 12a 条第 4 項第 2 段落に基づき、女性を武器の使用を伴う任務から排除している。ニュージ

<表5-2> 特定の条文に対する留保の理由（紛争解決規定を除く）

【第2条】 「締約国の女性差別撤廃義務」
①憲法・基本法：レソト、モロッコ
②国内法：アルジェリア、モロッコ、シンガポール
④慣習・慣行：ニュージーランド、ニジエール
⑤宗教：バングラディシュ、エジプト、イラク、レソト、リビア、シンガポール
⑦その他／説明なし：バハマ
【第5条】 「性に基づく役割分担の否定、家庭についての教育」
②国内法：フランス
③政策：インド
④慣習：ニュージーランド、ニジエール
⑤宗教：マレーシア
⑥他の国際条約：フランス、ニジエール
【第7条】 「参政権、政策策定・実施への参加、公務遂行」
①憲法・基本法：ドイツ、ルクセンブルク、モルジブ、スペイン★
②国内法：オーストリア、クウェート、スイス
③政策：オーストラリア、ニュージーランド
⑤宗教：イスラエル、マレーシア
⑥他の国際条約：ルクセンブルク
【第9条】 「女性、妻および子の国籍に関する男女平等」
②国内法：アルジェリア、キプロス、フランス、クウェート、マレーシア、モロッコ、シンガポール、チュニジア、トルコ
④慣習・慣行：エジプト
⑤宗教：イラク、マレーシア
⑦その他／説明なし：バハマ、ヨルダン、レバノン
【第15条】 「法の前における男女平等」
①憲法・基本法：なし
②国内法：アルジェリア、ベルギー、香港、マルタ、モロッコ、シンガポール★、スイス、チュニジア、英國
④慣習・慣行・香港★：ニジエール
⑦その他／説明なし：ヨルダン
【第16条】 「婚姻・家族関係における男女平等」
①憲法・基本法：モルジブ
②国内法：アルジェリア、アイルランド、イスラエル、マレーシア、マルタ、シンガポール、スイス、チュニジア
③政策：インド
④慣習・慣行：香港、インド、ニジエール
⑤宗教：バングラディッシュ、エジプト、インド、イラク、クウェート、リビア、マレーシア、モルジブ、モロッコ、シンガポール
⑦その他／説明なし：バハマ、フランス、ヨルダン、レバノン、ルクセンブルグ、タイ、英國

<表6> 特定の対象に適用される留保（紛争解決規定を除く）

留保が付された対象と該当する条約の条文番号
【軍隊での任務に関する留保】 オーストラリア (7. b★), オーストリア (7. b), ドイツ (7. b), ニュージーランド (7. b★), スイス (7. b), 英国 (1, 7. b★)
【王位継承についての留保】 リヒテンシュタイン (1), ルクセンブルグ (7), レソト (2), モロッコ (2), スペイン (7. b★), 英国 (1, 7. b★)
【貴族制度・叙勲・報奨制度についての留保】 英国 (1)

ーランド（クック諸島、ニウエを含む）は、航空機、船舶、および武力の行使を伴う法執行任務から女性を排除している。スイスは自衛の場合を除き、女性が武力行使を伴う任務につくことを禁止している。イギリスは、CEDAW 第1条の女性差別の定義に照らして、条約が女性の軍隊勤務に影響を与えない旨を確認している³⁾。

女性の軍隊勤務に関する留保国は、すべて西欧およびその他の諸国である⁴⁾。これらの国々ではシビリアン・コントロールが確立しており、軍が政府に著しい影響を持つ、あるいは軍が政権を掌握していることがないため、女性に対する戦闘任務の制限が、女性の国家意志決定プロセスへの参加を直ちに阻むことはないと思われる。ただし、民主社会であっても、軍隊の階級や軍指導部での経験が欠けることになり、女性が軍隊におけるキャリアや昇進から法的に排除されている限り、男女平等の側面は少なくなるという主張もある⁵⁾。

王位継承について、レソト、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、モロッコ、スペイン、英国の6カ国が留保している。レソトは、王位継承に関する憲法および国内法の規定に反しない限りで条約第2条を適用する。リヒテンシュタインは、憲法第3条に反しない範囲で条約第1条を適用する。ルク

3) 山下泰子,『女性差別撤廃条約の研究』,尚学社,1996年,p.221。

4) かつてタイは女性の国防軍勤務に関し、第7条（政治的・公的活動における平等）と第10条（教育における差別撤廃）を国内法、規則、慣行によって確立された範囲内で適用する旨の留保を付していたが、1996年8月1日に撤回した。
UNHCHR's HP, note 42.

5) Rebecca Cook, "Reservations to the Convention on the Elimination of All

シンプルクは、CEDAW 第 7 条(b)の適用が王位継承に関する憲法の規定およびその他の国際条約に影響を与えないよう、予め同条項を留保している。モロッコは、締約国の女性差別撤廃義務を定めた第 2 条が王位継承に関する憲法の規定に影響を与えない旨を宣言している。スペインは、CEDAW に対する唯一の留保として、王位継承に関する憲法の規定が条約の批准によって影響されない旨を宣言している。英國は、女性差別を定義した第 1 条に照らして、王位継承、維持、および享受に対して条約がいかなる影響も与えない旨を宣言している。

なお、ベルギーは、憲法第60条における男系王位継承順位と、憲法58条の王子、または王子がないときは王女の議会における特権的地位について留保していたが、1998年9月14日に当該留保を撤回した。また、日本は CEDAW の批准を国会で承認する際、皇室典範第 1 条で男性のみに認められる皇位継承は基本的人権に含まれないとして留保を付さなかった。しかし、他の 6 カ国が王位継承について留保を付している以上、日本も留保を付すべきであつたろう⁶⁾。

(6) 留保の適用地域

次に、連邦地域などにおける留保の適用地域（拡大・除外とも）を整理してみたい（表 7 参照）。なお、西ベルリンに対する適用⁷⁾、英國が香港に対して行った条約の適用地域拡大の宣言、香港のみにおける留保、ポルトガルがマカオ返還前の1999年4月27日に行ったマカオへの条約適用に関する通告⁸⁾、は現在該当しないが、国際条約の適用地域の複雑さを示すために表 7 に記載した（▲印）。

オーストラリアは立法、行政、司法の三権がコモンウェルスおよび連邦内で共有されており、オーストラリア全体における条約の適用はコモンウェル

Forms of Discrimination against Women," *Virginia Journal of International Law*, vol. 30 (1990), p. 692.

6) 詳細は山下、前掲書、p. 221 を参照。

7) 詳細は同上、pp. 225-226 を参照。

8) UNHCHR's HP, note 44.

<表7> 条約の適用地域の限定または拡大に関する留保
(紛争解決規定を含む。▲は現在適用されていない地域を示す)

オーストラリア	コモンウェルス地域などでの適用
中国	香港 条約全体の適用（一部を除く），紛争解決規定の適用，
	マカオ 条約全体の適用，紛争解決規定
ドイツ	西ベルリンへの適用▲
ニュージーランド	クック諸島，ニウエへの条約の適用（一部除く）
ポルトガル	マカオへの適用▲
英国	マン諸島，バージン諸島，フォークランド諸島，南ジョージア，南サンドイッチ諸島，ターカス・カイコス諸島；香港への適用拡大▲

ス内の国家および自治地域が各々の憲法における権限によって影響される旨を宣言している。

1999年7月1日に英国から中国へ返還された香港では，中国の付した紛争解決規定（第29条第1項）が，香港特別行政区へ拡大されることが宣言された⁹⁾。また，香港への移民を制限するため，関係法律を香港に引き続き適用する旨を宣言した。英國統治時代の留保も引き継いでおり，CEDAW 第1条の女性差別の定義の観点から，香港の宗教問題，男性に有利な先住民の財産相続慣行，第11条第1項(e)および2項に関連して退職年金および遺族年金に関する法の適用，女性差別的な法的文書の効力について留保した。1999年12月19日を最後に中国へ返還されたマカオについて，CEDAW 全体および紛争解決規定の適用が返還前の1999年10月19日に宣言された¹⁰⁾。

ニュージーランドはクック諸島およびニウエへの CEDAW の適用を宣言しているが，条約第2条(f)（女性差別となる既存の法律，規則，慣習，慣行の修正・廃止のための適当な措置をとること），および5条(a)（男女の定型化された役割に基づく偏見，慣習，その他の慣行の撤廃のため，男女の社

9) Ibid., note 4.

10) Ibid., note 44.

会的および文化的行動様式を修正すること) に関して、クック諸島の酋長の称号に関する慣習を理由に、これら2つの条項を留保した。

英国は、マン諸島、バージン諸島、フォークランド諸島、南ジョージアおよび南サンドイッチ諸島、タークス・カイコス諸島の海外領土において、本土とほぼ同じ留保を別個に宣言している¹¹⁾。この適用地域の複雑さは、かつて大英帝国として世界の4分の1を支配した時代の遺産ともいえる。

連邦地域やコモンウェルスは地理的面積が広く、独特の文化・伝統・慣習・慣行を持った多様な地域を含んでいるため、条約の包括的な適用は困難な面もあるが、文化や伝統の名の下に女性差別が固定化されるべきではない。条約の適用が除外された地域においても、当該地域の女性自身が既存の伝統を後世に伝えたい貴重な伝統と考えるか、あるいは差別的な慣習であると判断できるよう、女性に対する教育や職業訓練の機会を、あるいは社会全体に対して教育の機会を締約国政府が提供すべきである。

(7) その他

CEDAW 批准までに国内法の整備が間に合わないため、期限付の一時的な留保を付す例もある。キプロスは1985年7月23日に CEDAW を批准する際、子の国籍に関して男女平等を定めた CEDAW 第9条第2項を留保し、関係国内法を修正後に撤回する旨を宣言したが、2000年6月28日に当該留保を撤回した¹²⁾。韓国は、第9条、第16条第1項(c), (d), (f), (g)を留保していたが、第16条第1項(g)を除くすべての留保を1999年8月24日までに撤回した¹³⁾。

アイルランドは1985年12月23日に CEDAW に加入する際、一部条文を留保したが、1986年12月16日には第9条第1項(婚姻などを通じた国籍の取得・変更・保持に関する男女平等)、第11条第1項(雇用における差別撤廃のための適切な措置)、第13条(a)(家族給付についての権利)、第15条第4項(個

11) UNTS, vol. 1423 (1986), pp. 415-416.

12) UNHCHR's HP, note 46.

13) Ibid., note 40.

人の移動、居所・住所選択の自由) の留保を撤回した¹⁴⁾。また、2000年3月24日にはおよび第15条第3項（女性の法的能力を制限する法的効果を有するすべての私的文書の無効化）の留保を撤回した。一方、銀行貸付や抵当など金融上の信用に関する権利を規定した第13条第1項(b)と、レクリエーションやスポーツなどあらゆる文化活動に参加する権利を規定した第13条第1項(c)を、当面の間「アイルランドのために既存の法制度を適當と見なす権利を留保する」と宣言したままで、撤回はまだ実現していない。

マルタは、第13条（経済的・社会的活動における差別撤廃）、第14条（農村女性に対する差別撤廃）、および第15条（法の前の男女平等）に留保を付し、法律が改正され移行期間が終了するまで、現在の法制度を適用し続ける権利を留保する旨を宣言した。留保の撤回は今のところ実現していない。

条約の適用について直接影響を与えない留保もある。イラクは、自身のCEDAW 批准がイスラエルの承認を示唆したり、イスラエルとのいかなる関係の構築も意味しない旨を宣言した。これに対して、イスラエルは、「このような明確に政治的性格を持った宣言は、条約の趣旨及び目的と両立せず、いかなる形でもイラクが一般国際法および特定の条約における義務に対して影響を与えるものではない」という異議を1986年12月12日に国連事務総長へ提出した¹⁵⁾。

他の締約国から多数の異議が寄せられたため、留保を「修正」した国もある。これに該当する締約国は、リビア、マレーシア、モルジブの3カ国である。リビアは1989年5月16日のCEDAW 加入に際して、条約全体をイスラム法シャリアの規定に従わせる旨を宣言したが、1995年7月5日に留保の新しい形式(formulation)として、女性差別撤廃義務を規定した第2条全体、婚姻中および婚姻解消の際の男女の権利と責任における平等を規定した第16条第1項(c)、および子の養育における権利と責任の平等規定した第16条第1項(d)をイスラム法に従わせるという留保を通告してきた¹⁶⁾。

14) Ibid., note 23.

15) Ibid., note 22.

マレーシアは、1995年7月5日の条約加入に際し、シャリアおよび憲法を理由に、第2条(f), 第5条(a), 第7条(b), 第9条, 第16条と多数の条項を留保したが、1998年2月6日に第2条(f), 第9条(1), 第16条第1項(b), (d), (e), (h)を撤回すると国連事務総長に通告した。そして留保の修正として、女性の参政権を定めた第5条(a)をシャリアに基づき留保し、宗教法廷における判事について第7条(b)を同じくシャリアに基づき留保し、第9条2項の婚姻最低年齢の男女差を認めたシャリアおよび国内法を理由に留保し、婚姻の権利に関する第16条第1項(a), および児童の婚姻、婚姻最低年齢、婚姻の登録に関する同条第2項をシャリアおよび国内法を理由に留保した¹⁷⁾。

モルジブは、条約全体をシャリア、国内法および伝統に反しない形で適用すると宣言していたが、1999年1月29日に留保の「修正」を通告し、女性の参政権を規定した第7条(a)を憲法第34条を理由に、そして、婚姻・家族関係における男女平等を規定した第16条全体をシャリアを理由に留保した¹⁸⁾。

ウィーン条約によると、留保は条約の署名・批准・加入の際に宣言すべきものであって、宣言ずみの留保の内容を変更したり修正することは認められていない。ただし、国連事務総長は締約国からの留保修正の通告が来た場合、慣例により通告から90日以内に他の締約国の異議がなければ、当該通告を国連事務局によって受理させていた（ただし、2000年4月より12カ月に延長された）。したがって、条約の留保の内容が一部変更されても、実質的に受け入れるケースが多いのが現実である。

3. 留保に対する異議

次に、留保に対する他の締約国からの異議申立を整理してみたい（表8-1参照）。表を見やすくするため、異議申立国がどの条文の留保について異議

16) Ibid., note 28.

17) Ibid., note 32.

18) Ibid., note 33.

を申し立てたかは記載しておらず、撤回済みの留保も表に含まれている。また、異議申立の宣言文の中には、異議を申し立てた条文番号を明記していないものも少なくない。だが、概ね留保国のすべての留保に対して異議が申し立てられており、その内容は条約の趣旨及び目的と両立しないというものである。

異議申立の期間は、CEDAW 中に特別の規定がないため、ウィーン条約第20条第5項が適用され、留保の通告を受けた日から12カ月以内に行わなければならぬ。紛争解決に関する第29条第1項への留保は、条約が予め認める留保であるため、他の締約国がこれに異議を申し立てることはできない。また、いずれの異議申立国も、留保国との間における条約の効力発生にまで反対したところはない。

なお、イラクが条約への加入がイスラエルとの外交関係の承認にはならない旨の宣言を付したことに、1986年12月12日にイスラエルが「政治的な内容の宣言は条約の趣旨および目的と両立しない」と異議を申し立てたが、この異議は条約の一般的な内容には関係ないため、本項では省略する。同様に、英国が CEDAW 批准の際、フォークランド諸島など条約の適用地域拡大を宣言したことに際し、1983年10月3日および1989年4月4日にアルゼンチンが異議を申し立てているが、これも分析の対象から除外する。

異議申立によって留保が撤回された例には、単に国際情勢の変化によるものと国際社会の働きかけによるものがある。前者は、冷戦の終結後に紛争解決規定のみの留保をしていたソ連および東欧諸国が撤回した例だが、該当国はロシア連邦（当時ソ連、1989年3月3日撤回）、ベラルーシ（当時白ロシア、1989年4月19日撤回）、ブルガリア（1992年6月24日撤回）、チェコスロバキア（1991年4月26日撤回、分裂後はチェコとスロバキアがそれぞれ承継または加入）、ハンガリー（1989年8月12日撤回）、ポーランド（1997年10月16日撤回）、ルーマニア（1997年4月2日撤回）、ウクライナ（1989年4月20日撤回）である。ドイツ民主共和国（旧東ドイツ）も紛争解決規定のみを留保していたが、1990年のドイツ再統一によってドイツ連邦共和国が条約を承継し

たため、紛争解決規定は留保されていない。

自国の伝統文化や慣習、慣行を理由に条約全体に留保を付していたマラウイの例（1990年10月24日撤回）がある。韓国は予め条約加入の際に宣言したとおり、国内法制度の整備後に大半の留保を撤回したが、異議の成果というより、締約国自身の努力の結果だろう。前述のとおり、他の締約国からの異議申立を受けて、条約全体に対する留保を具体的な条文に対する留保に「修正」した例には、リビア、マレーシア、モルジブの3カ国がある。したがって、条約の効力発生に反対しない異議申立が全く無意味なわけではない。

一方、留保に異議を申し立てられた国の中には、具体的な条文への留保を撤回して、紛争解決規定の留保のみを残した国もある。これに該当するのは、第15条第4項、第16条第1項(a), (c), (g), (h)を留保していたブラジル（1994年12月20日撤回）、第9条第2項を留保していたジャマイカ（1995年9月8日撤回）、第11条第1項(b), (d)、第16条第1項(g)を留保していたモーリシャス（1998年5月5日撤回）の計3カ国である。紛争解決規定を残したこれらの国々が、具体的な条文の国内適用を改善したため当該留保を撤回したとは考えにくい。もしそうであれば、留保の撤回は第29条第2項の濫用にあたる可能性が高い。

表8-1から、イスラム教国の留保に対して、西欧先進国が異議を申し立てた例が目立つ。また、異議が申し立てられた締約国（すでに留保を撤回した国を含む）全27カ国のうち、16カ国が紛争解決規定を留保していることがわかる。したがって、条約の解釈を巡る紛争が国際審査の場に提出される可能性はほとんどない。

最も多くの異議が申し立てられた上位5カ国は、モルジブ（異議申立9カ国）、クウェート（同8カ国）、リビア（同7カ国）、パキスタン（同7カ国）、マレーシア（同6カ国）であった。このうち、リビア、マレーシア、モルジブは前述のとおり留保の「修正」を行っている。パキスタンは依然として条約全体を憲法の規定に従わせるという一般的な留保を付している。クウェートに対する異議は、女性の参政権を国内法である選挙法を理由に留保したこ

<表8-1> 留保国ごとにみた異議（紛争解決規定を除く）

留保国	留保の条文番号	異議申立国（合計数）
アルジェリア※	2, 9.2, 15.4, 16	デンマーク, ドイツ, オランダ, ノルウェー, ポルトガル, スウェーデン(6)
バングラディシュ	2, 13. a ; 16.1. c, f →撤回	ドイツ, メキシコ, オランダ, スウェーデン(4)
ブラジル※	15.4 ; 16.1. a, c, g, h →撤回	ドイツ, オランダ, スウェーデン(3)
キプロス	9.2	メキシコ(1)
エジプト※	2, 9.2, 16	ドイツ, メキシコ, オランダ, スウェーデン(4)
フィジー	5. a, 9→撤回	オランダ(1)
インド※	5. a, 16	オランダ(1)
イラク※	2. f, g ; 9, 16	ドイツ, メキシコ, オランダ, スウェーデン(4)
ジャマイカ※	9.2→撤回	ドイツ, メキシコ, オランダ, スウェーデン(4)
ヨルダン	9.2, 15.4, 16.1. c, d, g	スウェーデン(1)
クウェート※	7. a, 9.2 ; 16.1. f	オーストリア, ベルギー, デンマーク, フィンランド, オランダ, ノルウェー, ポルトガル, スウェーデン(8)
レバノン※	9.2 ; 16.1. c, d, f, g	オーストリア, デンマーク, オランダ, スウェーデン(4)
レソト	条約全体, 2(とくにe)	デンマーク, フィンランド, オランダ, ノルウェー(4)
リビア	条約全体→修正後に改めて2 ; 16.1. c, dを留保	デンマーク, フィンランド, ドイツ, メキシコ, オランダ, ノルウェー, スウェーデン(7)
マラウィ(※)	条約全体→撤回	ドイツ, メキシコ, オランダ, スウェーデン(4)

留保国	留保の条文番号	異議申立国（合計数）
マレーシア	2. f, 5. a, 7. b, 9, 11; 16.1. b, d, e, h →修正後5. a, 7. b, 9.2, 16.1. a, 16.2を留保	デンマーク, フィンランド, フランス, ドイツ, オランダ, ノルウェー(6)
モルジブ	条約全体 →修正後に改めて7. a, 16 を留保	オーストリア, カナダ, デンマーク, フィンランド, ドイツ, オランダ, ノルウェー, ポルトガル, スウェーデン(9)
モーリシャス※	11.1. b, d ; 16.1. g →撤回	ドイツ, メキシコ, オランダ, スウェーデン(4)
モロッコ※	2, 9.2, 15.4, 16	オランダ(1)
ニュージーランド	2. f, 5. a (クック諸島) 7. b★, 11.2. bを留保	メキシコ, スウェーデン(2)
ニジェール※	2. d, f, 5, 15.4, 16.1. c, e, g	スウェーデン(1)
パキスタン※	条約全体	オーストリア, デンマーク, フィンランド, ドイツ, オランダ, ノルウェー, ポルトガル, スウェーデン(8)
韓国	9 ; 16.1. c, d, f →撤回 16.1. gは依然留保	ドイツ, メキシコ, オランダ, スウェーデン(4)
シンガポール※	2, 9★, 11.1, 15.4★, 16	デンマーク, フィンランド, オランダ, ノルウェー, スウェーデン(5)
タイ※	7, 9.2, 10, 11.1. b, 15. 3, 15.4 →撤回 条約全体, 16は依然留保	ドイツ, メキシコ, オランダ, スウェーデン(4)
チュニジア※	条約全体, 9.2, 15.4, 16. 1. c, d, f, g, h	ドイツ, オランダ, スウェーデン(3)
トルコ※	9.1は留保 ; 15.2, 15.4, 16.1. c, d, f, g →撤回	ドイツ, メキシコ, オランダ(3)

(注) ※は紛争解決規定を留保した国を示す。 (※) は以前留保していたが、その後撤回したことを見示す。★は留保の宣言文中に条文番号が明示されていないが、特定の条文を留保したと判断できるものを示す。

とに集中している。

次に、異議を申し立てた国と、異議の相手である留保国を整理してみたい（表8－2参照）。条約の内容に係わる留保（撤回ずみの留保を含む）に対して異議を申し立てたのは、メキシコを除きすべての締約国が西欧その他の諸国に属する。異議を申し立てた数が最も多かった上位5カ国はオランダ（23カ国）、スウェーデン（20カ国）、ドイツ（16カ国）、メキシコ（13カ国）、デンマーク（9カ国）である。異議申立国のいずれも、留保国との間に条約の効力発生に明示的に反対したところはなかった。なお、一部の異議申立は、留保国と異議申立国間の条約の効力に関する記述に欠けているが、その場合はウィーン条約第21条第3項が適用され、留保に関する規定は留保の限度内において適用されない¹⁹⁾。

留保に対する異議申立は政治的に中立であることはなく、また条約の技術的な対応ではなく、しばしば敵対的な行為と見なされるため、異議を申し立てる際には政治的な配慮がなされたり、自国と同じ政治ブロックあるいは地域区分の締約国には異議を申し立てない傾向が多々みられる²⁰⁾。メキシコは第15条第4項および第16条第1項(a), (c), (g), (h)に対して以前留保を付していたブラジルには異議を申し立てなかつた²¹⁾が、第16条第1項(c)を留保したバングラディシュ、および第16条第1項(c)と(g)を含む留保を付した韓国とトルコに異議を申し立てている。そもそも、条約全体に対する留保という条約の趣旨および目的と両立しない留保を付したメキシコが、当時条約全体をシャリアを理由に留保していたリビアに1990年7月23日付で異議を申し立てたり、他の締約国に対して多数の異議を申し立てている事実は矛盾している。

19) 山下、前掲書、pp. 224-225。

20) Belinda Clark, "The Vienna Convention Reservations Regime and the Convention on Discrimination against Women," *American Journal of International Law*, vol. 85 (1991), p. 315.

21) Ibid. 前述のとおり、ブラジルは1994年12月20日に、第29条第1項の紛争解決規定を除くすべての留保を撤回している。UNHCHR's HP, note. 17.

<表8-2> 異議申立国と留保国

異議申立国	異議を申し立てた相手の留保国とその合計数
オーストリア	クウェート、レバノン、モルジブ、パキスタン（4）
ベルギー	クウェート（1）
カナダ	モルジブ（1）
デンマーク	アルジェリア、クウェート、レバノン、レソト、リビア、マレーシア、モルジブ、パキスタン、シンガポール（9）
フィンランド	クウェート、レソト、リビア、マレーシア、モルジブ、パキスタン、シンガポール（7）
フランス	マレーシア（1）
ドイツ	アルジェリア、バングラディッシュ、ブラジル、エジプト、イラク、ジャマイカ、リビア、マラウイ、マレーシア、モルジブ、モーリシャス、パキスタン、韓国、タイ、チュニジア、トルコ（16）
メキシコ	バングラディッシュ、キプロス、エジプト、イラク、ジャマイカ、リビア、マラウイ、モーリシャス、ニュージーランド、韓国、タイ、トルコ（13）
オランダ	アルジェリア、バングラディッシュ、ブラジル、エジプト、フィジー、インド、イラク、ジャマイカ、クウェート、レバノン、レソト、リビア、マラウイ、マレーシア、モルジブ、モーリシャス、モロッコ、パキスタン、韓国、シンガポール、タイ、チュニジア、トルコ（23）
ノルウェー	アルジェリア、クウェート、レソト、リビア、マレーシア、モルジブ、パキスタン、シンガポール（8）
ポルトガル	アルジェリア、クウェート、モルジブ、パキスタン（4）
スウェーデン	アルジェリア、バングラディッシュ、ブラジル、エジプト、イラク、ジャマイカ、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、マラウイ、モルジブ、モーリシャス、ニュージーランド、ニジェール、パキスタン、韓国、シンガポール、タイ、チュニジア（20）

(注) すでに撤回された留保に対する異議を含む。

英国は条約全体に対する留保を含む多数の留保を宣言したが、同国に対して他の西欧諸国から異議申立はまったくない。これは西欧諸国間にダブル・スタンダードが存在する可能性がある²²⁾。同様にフランスも多数の留保を付

22) 山下、前掲書、p. 224。

し、かつ紛争解決規定を留保しているが、マレーシアの留保には異議を申し立てている。そして、フランスに対して異議を申し立てた西欧諸国はまったくない。例外は、クック諸島について留保したニュージーランドと、英国のフォークランド諸島への適用について異議が出されたのみである。

留保に対する異議申立から政治的な要因を取り除くことは容易ではない。もともと国際法自体が主権国家によって制定される以上、国内法以上に政治的な圧力や配慮が入り込む余地が大きい。この解決方法として、人権条約の監視を社会・文化・人道問題を扱う国連第三委員会から、法務問題を扱う第六委員会へ移し、法律家たちが技術的な問題として留保に取り組むという方法もある²³⁾が、国連から政治色を薄めることは非常に困難であろう。それゆえ、CEDAW を監視する女性差別撤廃委員会が、一般に強力な「武器」ではないと思われている報告制度を活用する、すなわち報告の丁寧な審査と締約国への根気強い質問、会期末の提言発表を行うことの意義を増すのである。

(以下次号)

(かるべ・けいこ／社会学部助教授／2000年12月4日受理)

23) Clark, *ibid.*, p. 315.

A Study on Reservations made to the UN Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women and its Optional Protocol: How to Guarantee the Effectiveness of Treaties (Part 3)

Keiko KARUBE

This paper analyzes the influence of reservations to the effectiveness of the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women (hereinafter referred as “CEDAW”) and of the Optional Protocol to this Convention (hereinafter referred as “the Optional Protocol”) in guaranteeing women’s human rights. Reservations to treaties allow states to join a multilateral treaty when states agree to the object and purpose of the treaty in general but find that some provisions do not conform to their domestic laws, customs, or practices. At the same time, however, reservations pose the danger of tampering with the object and purpose of treaties, especially when it comes to human rights treaties.

In this part, I classify all the reservations made to CEDAW using the following criteria: the reasons for reservations that States Parties claim for each provision; specific objects of reservations, the territorial affiliation of reservations, temporal reservations, and various other kinds of reservations. My findings reveal that most developed countries cite their domestic laws as the reason for their reservations, while Islamic countries cite either their religion or domestic laws, which are based on the Islamic Shariah.

I also classify all the States Parties which made reservations to CEDAW provision by provision, and by objections raised by other States Parties. My findings demonstrate that except Mexico, only Western

European and other states, namely developed countries, raise objections to the reservations made by States Parties which are all developing countries. At the same time, almost no States Parties raised objections to Western countries which made many reservations, such as France and the United Kingdom. Indeed, this fact may suggest the existence of a double-standard among developed countries concerning the promotion of women's human rights.